

令和 6 年度 第 1 回 松戸市安全・快適まちづくり協議会議事録

1. 開催日時：令和 7 年 2 月 18 日（火）10 時から 10 時 33 分まで

2. 開催場所；松戸市役所 新館 7 階 大会議室

3. 出席委員：委員 恩田 忠治

委員 戸田 栄造

委員 渋谷 寛之

委員 田中 孝

委員 安達 和之

委員 鈴木 英男

委員 今野 浩昭

委員 多田 真弓

委員 上野 真一

委員 加藤 将秀(代理 瀬谷 眞一)

4. 傍聴者：2 名

5. 出席職員：市民安全課長 栗田 友樹

補佐 鈴木 健

主査 佐々木 史範

主査 真中 恵介

主事 石井 大暉

廃棄物対策課長 増田 暢彦

課長補佐 細野 善二郎

健康推進課長 浅井 颯

6. 議事

(事務局)

只今より「令和 6 年度第 1 回松戸市安全・快適まちづくり協議会」を開催いたします。

協議会を開催するにあたり、協議会の委員であります佐藤委員、武藤委員、佐川委員につきましては、事前に欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

なお、本協議会開催にあたり、市の関係部署として、廃棄物対策課、健康推進課の職員も協議会に参加させていただきますことを申し添えます。

それではまず、本日配布させていただきました会議資料につきまして、ご確認させていただきます。

1. 令和6年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会 資料
2. 条例関係資料（松戸市安全で快適なまちづくり条例・施行規則・協議会運営規則）
3. 松戸市安全・快適まちづくり協議会名簿
4. 安全で快適なまちづくり条例チラシ（カラー刷り両面1枚）
5. 条例啓発物資（ウェットティッシュ）

配布資料については以上でございますが、不足等ございますか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議長につきましては、本協議会の会長であります恩田会長にお願いいたします。

（恩田会長）

本日の出席者は10名ですので、協議会運営規則第4条第2項の規定により、本会は成立いたしますことをご報告いたします。

事務局にお尋ねしますが、本日の協議会にあたり、傍聴を希望する方はおられますか。

（事務局）

傍聴希望者は2名でございます。

（恩田会長）

協議会運営規則第5条の規定に基づき、本日の協議会は、公開となっております。

傍聴希望者2名につきましては、許可いたしますが、ご異議ございませんか。

—異論なし—

傍聴者入室

（恩田会長）

会議を傍聴される方に、ご注意申し上げます。

傍聴受付の際、ご覧いただきました、傍聴要領に記載されている事項につい

て、注意いただき、会議が円滑に進むよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づき、議事にはいります。

次第２の、協議・報告事項（１）「路上喫煙対策」について事務局の説明を求めます。

（事務局）

それでは、協議・報告事項（１）路上喫煙対策について、説明させていただきます。お手元の資料の１ページをご覧ください。

（１）は松戸市安全で快適なまちづくり条例における喫煙の規制および重点推進地区の指定の経過について記載しております。

（２）は令和６年度１２月末時点での指導監視員による重点推進地区のパトロール回数および過料処分件数となります。

過料処分件数は前年同期比－３８件となっておりますが、こちらについては、継続的な啓発活動や条例周知を行ってきた結果が一因であると考えております。今後も引き続き他市の取組方法なども参考に研究を行い、より効果的な啓発活動に努めてまいりたいと存じます。２ページをご覧ください。

（３）は、過料処分者の年度別推移を示しております。過料徴収地区として例年松戸駅東西口が多く見られるのは、他の駅と比較し駅利用者が多いこと、また、それに伴い指導監視員の巡回を重点的にを行っている結果と思われます。喫煙・ポイ捨ての違反行為の内訳につきましては資料記載のとおりとなりますが、過去５年を見ると、喫煙は年間５００件～７００件、ポイ捨ては２０件～５０件前後の推移となっております。３ページをご覧ください。

（４）はたばこに関する苦情・要望等となります。内容や対象地区の内訳は資料記載のとおりとなります。こちらに記載はございませんが、平成３０年に松戸駅、新松戸駅周辺に設置していた指定喫煙所を撤去するまでは、喫煙所利用者などに対する苦情が年間１１０件～１２０件ほどございました。その年までに比べますと、ここ数年メールや電話は大幅に減少しておりますが、未だ歩きたばこやたばこのポイ捨てに関する苦情もいただきますので、引き続き苦情の多い箇所を重点的に巡回、啓発活動に努めるなど対策を講じて参りたいと存じます。４ページをご覧ください。

（５）はその他の条例推進活動として、職員による啓発活動等を行った結果を記載しております。今後も引き続き効果的な条例推進活動を実施して参りたいと存じます。以上が路上喫煙対策についての説明となります。

(恩田会長)

説明のあった事項について、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

指導監視員の巡回回数について確認したい。昨年と比べて全体的に減少しているようだが事務局としてどのように捉えているか。

(事務局)

巡回以外に啓発活動を行ったり、指導監視員が休むこともあるため毎年巡回回数に若干の増減はある。6人の指導監視員で実施しているが、人数の変更等の予定はないため、同様の体制で今後も行っていく。

(委員)

例えば北小金駅や東松戸駅などの巡回回数は増えているが、その他の駅は減っている理由はあるのか。

(事務局)

市民の方から苦情等が入った際には重点的に巡回回数を増やしている。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項（２）客引き行為等対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項（２）客引き行為等対策について、説明させていただきます。6ページをご覧ください。

（１）につきましては、平成29年12月に改正した松戸市安全で快適なまちづくり条例の客引き行為等に関する規制について記載されております。続いて7ページをご覧ください。

（２）につきましては、指導監視員及び委託警備員による、松戸駅、新松戸駅、八柱駅周辺における特定地区をパトロールした実施報告となります。令和6年度は、12月末時点で客引き行為等の条例違反行為に対する口頭指導が8件、文書指導が3件となっております。指導件数の増加につきましては、令和6年度より、客引き対策に係る委託警備員の年齢や実務経験等の見直しを図り、現場の体制を強化したことや、どのような行為が条例上の違反行為にあたり、どう指導するかなどの指導マニュアルをより明確にし、指導環境を整備してきたこ

とが増加の要因と考えられます。また、体制を強化したことにより、客引き行為等に関する苦情等は令和6年度12月末において4件となり、昨年度と比較し件数は大きく減少しております。後程そのほかの対策についても説明させていただきますが、今年度から重点的に客引き対策を強化したことによりある一定の成果が得られている状況です。8ページから9ページをご覧ください。

こちらは客引き行為等禁止特定地区である、松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の店舗従業員等の営業行為を示したものとなります。違反者への指導件数は先にご説明させていただいたとおりですが、こちらに示した人数は敷地内から声掛けを行ったり、個人を特定しての営業活動を行っていない者がほとんどを占めております。これらの行為は客引き行為等の違反行為となりません。引き続き指導監視員による巡回を行い、違反行為をさせないよう条例に関する周知や指導を徹底してまいりたいと存じます。10ページをご覧ください。

(3)につきましては、松戸市、地区防犯協会、地区関係団体、警察署が合同でパトロールを行った実績となります。客引き行為等禁止特定地区のほか、五香駅を含む4駅周辺において計8回の合同パトロールを実施しました。

次に(4)につきましてですが、令和6年6月から7月までの2ヶ月間を「松戸駅周辺安全で快適なまちづくり推進強化期間」と位置づけ、特に市民から客引き行為等に関する苦情の多い「キテミテマツド通り入口付近」を中心に対策を強化した内容となります。市の様々な関係部署から構成された庁内プロジェクトチームを結成し、警察、防犯協会、町会・自治会、商店会、その他関係団体複数の方々と連携し、出動式及び松戸駅西口周辺での合同パトロールを実施しました。当日は総勢82名にご参加いただき、安全環境の確保に努めることができました。また、推進強化期間中、その他の取組として、苦情の多いエリアである「キテミテマツド通り入口付近」に集中する店舗やその店舗ビルオーナーへ直接市の職員が訪問し、条例の周知や客引き行為等をさせないよう注意喚起を行いました。さらに、各店舗の店長を一同に集めた連絡会を実施し、市民からいただいた苦情や意見の共有や、客引き行為のほか、路上喫煙、ポイ捨てを含むマナー遵守の徹底について改めて改善を促しました。そのほか、市の職員や委託警備員による深夜の配置、横断幕、看板等の啓発物の設置など、行った対策については資料記載のとおりとなります。最後に対策後の結果についてですが、過去には最大15人～20人もの店舗従業員が1か所にたむろしていた状況が、対策後は店舗敷地内に下がるようになるなど、対策を強化する前のような同様の状況は認められなくなりました。また、先程苦情件数の減少については少し触れさせていただきましたが、通行人からは、配置指導員や委託警備員に対し「以前に比べて客引きが減った」「あなた達がいるおかげで安心して歩けるようになった」などと苦情とは反対に好意的なご意見を直接いただく機会が

増えるようなり、ある一定の成果は得られたことと市としては認識しております。しかしながら、客引き等の違反行為をしないまでも、路上にたむろする従業員はまだおり、通行人としては、完全に不安が払しょくされたものではないことも認識しておりますので、引き続き客引き行為等が問題とされるエリアを注視しながらより有効な対策について検討し、必要に応じて実行して参りたいと存じます。以上が客引き行為等対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

以前と比べ確かに客引き行為は減ったと感じる。あわせてたむろする店舗従業員の路上喫煙、ポイ捨ても減った。中には従業員が自分たちのゴミを回収するようになるなど効果は出ていると思う。

(委員)

通行の妨げとならないチラシ、ティッシュ配りは条例上違反とはならないのか。

(事務局)

委員の仰っているとおりです。条例違反とはなりません警察への道路使用許可が必要となってくると思います。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項（３）その他事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項（３）その他報告事項について、説明させていただきます。資料の１２ページとなりますが、年別刑法犯認知件数の推移を載せさせていただいております。各団体の皆様や警察署、本市の日々の活動が実を結び、年々減少傾向となっており、今年度は昨年と比べて若干の増加となっておりますが、数十年前と比べれば大幅に減少しています。これに満足することなく、引き続き気を引き締めて防犯活動に従事してまいりたいと存じます。以

上がその他報告事項についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員)

昨今、匿名流動型犯罪グループによる強盗犯罪等も増えている。国の補助金等を活用した防犯カメラの設置等の話もあるので、引き続き行政と連携した取り組みを行っていききたい。

(委員)

闇バイトの問題もあり、近隣市でも強盗事件が発生している。市で防犯カメラなどの補助金があればぜひ町会・自治会に対し積極的に周知してほしい。

(事務局)

市では、市設置カメラや市民参加型の防犯カメラ事業を展開しており、現在では約 600 台の設置が完了している。個人、事業者、町会・自治会等に補助事業として市民参加型防犯カメラの事業を案内しているのでぜひ活用していただきたい。

(恩田会長)

以上で、予定していました議事を終了いたします。

これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

恩田会長ありがとうございました。以上をもちまして、令和 6 年度第 1 回松戸市安全・快適まちづくり協議会を終了させていただきます。